

茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、本市の歴史文化姉妹都市である大分県竹田市（第3において「竹田市」という。）に所在する宿泊施設を利用する市民に対し、補助金を交付することにより、温泉や豊かな自然環境に触れる機会を提供するとともに、竹田市民との交流を促進し、もって市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2 補助の対象となる者は、第3に規定する補助の対象となる宿泊施設を宿泊のために利用する小学生以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、小学生にあっては、保護者又は成年者が引率者として同行する場合に限り、補助の対象とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 本市に居住する者で市長が適当と認めるもの

（補助対象施設）

第3 補助の対象となる宿泊施設は、竹田市内のホテル、旅館、民宿、公共宿泊施設等のうち、市長が別に定めるものとする。

（補助金額）

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該宿泊施設の1泊当たりの宿泊料金が当該各号に定める額に満たないと認められるときは、当該1泊当たりの宿泊料金の額を補助金の額とする。

(1) 中学生以上の者 5,000円

(2) 小学生である者 3,000円

（補助の制限）

第5 この要綱による補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度内においては、この要綱による補助金の交付を再度受けることができない。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊施設に宿泊の予約をした上で、宿泊する日の10日前までに茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認

めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の申請等）

第8 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において次の各号のいずれかに該当するときは宿泊する日の10日前までに、次の各号のいずれにも該当しない変更又は宿泊の予約の取消しをしようとするときは直ちに、茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付変更（取消）承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 宿泊施設を利用する者の人数を増やそうとするとき。
- (2) 宿泊料金の増額を伴う宿泊施設の変更をしようとするとき。
- (3) 宿泊料金の増額を伴う宿泊する日の変更をしようとするとき。

2 前項の規定による変更（取消）承認申請があった場合、市長は、第7に準じて決定の内容を変更し、又は取り消し、茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金変更（取消）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第9 申請者は、宿泊施設の利用後、茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付請求書（様式第5号）に当該宿泊施設の確認印を受け、当該利用のあった日の翌日から起算して30日以内に市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の補助金交付請求書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助の取消し等）

第11 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 災害、感染症のまん延等により補助事業の実施を中止すべきと市長が認めたとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第12 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(申請先) 茨木市長

年 月 日

住 所

ふ り が な
氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

電話番号

茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付申請書

茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金の交付を次のとおり申請します。

利 用 日	年 月 日			
利用施設				
利用者名簿 (申請者についても記入してください。) ※申請者と同一世帯に属する利用者についてのみ記入できます。	氏 名	年 齢	住 所 (申請者の住所と同じ場合は、省略することができます。)	宿 泊 料 金 (中学生以上は5,000円未満、小学生は3,000円未満の場合のみ記入してください。)
				円
				円
				円
				円
				円

審査のため、上記の者の住民基本台帳を茨木市長が閲覧することに同意します。

申請者 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

[担当課記入欄]

中学生以上 _____円×____人=_____円 小学生 _____円×____人=_____円	申請額	円
--	-----	---

様式第2号 (第7 関係)

No. _____

茨木市指令 第 号

住所

氏 名 様

茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金については、金 円を交付します。

年 月 日

茨木市長

（申請先）茨木市長

住 所

ふ り が な
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付変更（取消）承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金について、次のとおり（ 変更 ・ 取消 ） したいので申請します。

- 1 変更・取消前交付決定額 _____円
- 2 変更・取消後交付申請額 _____円
- 3 差引増減額 _____円

＜変更の場合は記入＞ _____

変更内容 _____

※ 変更後の内容を記入してください。

利 用 日	年 月 日			
利用施設				
利用者名簿 （申請者も 記入してく ださい。）	氏 名	年 齢	住 所	宿 泊 料 金 （中学生以上は5,000円未満、 小学生は3,000円未満の場合の み記入してください。）

担当課記入欄

中学生以上 _____円×____人＝_____円	申請額	
小学生 _____円×____人＝_____円		

円

No.

氏 名 様

茨木市長

（請求先） 茨木市長

住 所

氏 名

㊤または署名

茨木市歴史文化姉妹都市・竹田市の宿泊施設利用補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のありました宿泊施設利用補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合					本店 支店 出張所 支所		
預金種別	普通・当座	口 座 番 号							
フリガナ									
口 座 名 義 人									

＊宿泊施設記入欄

宿泊年月日	年 月 日		
宿泊人数	中学生以上 人 小学生 人		
上記のとおり宿泊されましたので、宿泊料金として1泊1人当たり次の金額を徴収しました。			
中学生以上（ 5,000円以上 ・ 5,000円未満 : 円）			
小学生（ 3,000円以上 ・ 3,000円未満 : 円）			
年 月 日			
所在地			
施設名			
代表者名 ㊤			

（自署の場合は押印不要）

※記載内容について、茨木市の担当課から確認の連絡をさせていただく場合があります。